

打ち合わせ確認欄		
総括監督員	主任監督員	監督員

## 津和野町業務委託仕様書

契約後速やかに監督職員と協議を行うこと。

照合	課長	照合者
----	----	-----

業務名	令和8年度 津和野町管内道路橋等修繕事業現場技術業務			
査定番号		施行位置	鹿足郡津和野町内	
業務種別	土木関係建設コンサルタント	業務の種類	鋼構造及びコンクリート	
契約の方法及び条件	契約方法	一般競争入札	開札場所	津和野町役場本庁舎 第1会議室
	開札日時	令和8年4月30日 13時30分より	質問期限	
	入札保証金	津和野町契約規則第4条第3項第2号の規定により免除する。	契約保証金	津和野町契約規則第22条第1項の規定により請負代金額500万円以上の契約については契約金額の10/100以上。ただし、落札者が同規則第22条第2項の各号いずれかに該当する場合は免除する。
	前金払	30%	部分払	なし
	最低制限価格	設ける	完成期日	令和9年3月31日
	その他の条件	(1) 郵便入札は認めない。 (2) 再度入札は2回まで。		
	現場説明	実施しない		
契約の内容	区分	契約年月日	着手年月日	竣工年月日
	当初契約			請負金額 円
	変更契約			円
	変更契約			円
	受注者 住所・氏名			
監督職員	総括監督員	主任監督員		監督員
記事	<p>・本件は、津和野町契約規則等の定めるところにより執行する。</p> <p><b>【落札者の決定】</b></p> <p>(注1) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額を落札価格とするので、入札書に記載する金額は見積った契約希望金額（消費税及び地方消費税相当額を含んだ額）の110分の100に相当する金額とすること。この場合、10%に相当する金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。</p> <p>(注2) 落札決定後、契約締結までの間に落札者が入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しません。</p> <p>・本業務にあたっては、現場技術業務共通仕様書【土木工事・農業農村整備・漁港漁場整備】（令和8年2月改訂）による。ただし、特記仕様書がある場合はこれを優先とする。</p> <p>県HP：<a href="http://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kouji/kouji_info/sekisan/gyoumuitaku/genbagijyutu.html">http://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kouji/kouji_info/sekisan/gyoumuitaku/genbagijyutu.html</a></p>			

令和8年度

津和野町管内道路橋等修繕事業現場技術業務

特記仕様書

(適用範囲)

第1条 令和8年度津和野町管内道路橋等修繕事業現場技術業務の施行にあたっては、現場技術業務契約書及び現場技術業務共通仕様書によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特記仕様書によるものとする。

なお、現場技術業務共通仕様書文中の記述又は契約書条項等については、次のとおり読み替えてこれらの規定を適用する。

共通仕様書に記載の記述又は契約書条項	読み替え後の記述又は契約書条項
第1条第1項における「島根県」	「津和野町」

(管理技術者)

第2条 管理技術者は、以下の資格を有する技術者でなければならない。

- (1) 管理技術者は、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）、シビルコンサルティングマネージャ（以下「RCCM」という。）いずれかの資格を有する者又は、同等の経験を有する者でなければならない。
- (2) 同等の経験を有する技術者資格については、以下による。
  - ①大学、短大・高専卒業後、20年以上実務の経験を有する者。
  - ②高校卒業後、22年以上の実務経験を有する者。
- (3) 島根県建設工事関連業務委託低入札対策実施要領により、専任配置する管理技術者は実務経験者を除くものとする。

(現場技術員)

第3条 現場技術員の技術者区分及び資格は、次のいずれかの者とする。なお、いずれも現場技術業務において現場技術員の実務経験を有する者とする。

技術者区分	資格
現場技術員（Ⅰ） （土木、機械）	①1級土木施工管理技士の資格を有する者 ②2級土木施工管理技士の資格を取得後5年以上の実務経験を有している者 ③大学卒業後5年、短大・高専卒業後8年、又は高校卒業後12年以上の実務経験を有している者
現場技術員（Ⅱ） （土木、機械）	①2級土木施工管理技士の資格を有する者 ②大学卒業後2年、短大・高専卒業後4年、高校卒業後6年以上の実務経験を有する者。

(工事の概要)

第4条 本業務を行う主な工事は次のとおりとする。

工事名	工事場所	工期（予定）	工種等
直地橋修繕工事	津和野町直地地内	R8.5～R9.3	支取替工ほか

(履行期間)

第5条 履行期間は11か月とする。(準備等期間として30日間を見込んでおり、現場技術員が行う工事監督支援業務の着手及び完了日については別途監督職員と協議するものとする。)

なお、期間中の土曜日、日曜日、祝祭日等の閉庁日は休日とする。また、超過業務時間は見込んでおらず、深夜の超過業務は行わないものとする。

(業務内容及び人数)

第6条 業務内容及び人数については、次のとおりとする。

(1) 管理技術者の業務内容は、下記のとおりとする。

- ①契約書第8条第2項に定める業務を行うものとし、監督職員と業務着手時、完了時及び月1回以上の業務打合せを行う。
- ②自らの土木技術に関する知見や実務経験等と、業務内容に応じ受注者の組織的マネージメントを駆使し、業務内容を実施する。
- ③監督職員からの指示等を受け、業務内容を実施する。
- ④対象工事毎に契約内容、工事特性、施工概要、設計変更関連資料等を把握・確認する工事管理業務を実施する。

(2) 本業務に従事する現場技術員は、現場技術員(Ⅱ)を1人とし、業務内容は次のとおりとする。

業務内容

管理技術者を通じた以下の業務を行う。

- ①共通仕様書第27条に定める業務のうち、第1項(4)及び第3項を除く業務
- ②設計及び工事の積算に必要な所定の図面、数量、その他資料作成に関する業務(上記①を除く)

(就業場所)

第7条 現場技術員の実業場所は、受注者本社、営業所及び現場技術員自宅等の発注者施設外とする。

なお、就業場所に要する費用については、受注者の負担とする。

(貸与品等の使用)

第8条 業務を実施する上で、発注者の物品等を使用する場合は、契約書第13条に規定する借用書を提出すること。

(貸与資料等)

第9条 本業務における貸与資料は次のとおりである。

(1) 本業務の履行において必要となる各工事の設計成果品等とし、監督職員から適宜貸与する。

(その他の留意事項)

第10条 業務にあたり、以下に留意すること。

- (1) 業務の履行における安全、その他の規律については、関係法令を厳守すること
- (2) 現場技術員の服装は、作業に合った軽快な作業服とし、特に派手なものは避けること。
- (3) 通勤用及び本業務用に自動車等を必要とする場合は、受注者において用意するものとする。
- (4) 現場技術員の業務は、土曜、日曜、祭日及び有給休暇等を考慮し、1ヶ月間18.0日の業務日数として基準日額を算出している。
- (5) 管理技術者は、「技師A」、現場技術員(I)は、「技師C」、現場技術員(II)は、「技術員」程度を見込んでいる。
- (6) 現場技術業務契約書、現場技術共通仕様書等という監督職員が休暇、出張等で不在の場合は、あらかじめ監督職員から依頼された者が代理を務める。
- (7) 受発注者間の協議等にあたっては、情報共有システムを利用することができる。利用にあたっては、情報共有システム実施要領によるものとする。ただし、この要領のうち、以下の項目は、本特記仕様書による。
  - ・電子納品・検査・成果品の保管：適用外とする
- (8) 資料作成等の作業開始にあたっては、作業開始前にその都度、バックアップを取ってから、行わなければならない。
- (9) 受注者は、就業場所から現場まで1時間以内に到着できる体制を確保すること。